

(別紙第5)

令和8年度

裁判事務の分配に関する特則の設置

(1月1日以降)

名古屋地方裁判所

裁判事務の分配の特則の設置

- 第1 標記の分配に関し、本則「第3 裁判事務の分配、1 地方裁判所、
(1) 本庁民事部、ア 第一審事件、(ア) 及び (イ)、並びにイ 控訴事件等、(ア)」の定めにかかわらず、次のとおり特則を設置する。
- 1 当面の間、民事第3部における未済事件数調整のため、同部について手形小切手訴訟事件、民事保全法施行前の仮差押え及び仮処分決定に対する異議申立事件、同決定の取消申立事件、仲裁関係事件、国際和解合意の執行決定事件並びに特定和解の執行決定事件を分配しない。
 - 2 法科大学院に非常勤講師として勤務する竹内幸伸裁判官の所属する民事第6部について、本則に定める通常事件等の分配割合から5を減ずる。
 - 3 令和7年11月1日から令和8年4月30日までの間、特大事件の処理のため、民事第7部について、本則に定める通常事件等の分配割合から8を減ずる。
- 第2 標記の分配に関し、本則「第2 裁判長及び裁判官差し支えの場合の代理順序等」の定めにかかわらず、当分の間、次のとおり特則を設置する。
- 本庁、一宮支部及び半田支部並びに名古屋簡易裁判所、一宮簡易裁判所及び半田簡易裁判所において被告人又は被疑者の移送の同意の裁判を取り扱う裁判長又は裁判官が、勤務時間外に請求された被告人又は被疑者の移送の同意の裁判を取り扱うことに差し支えるときは、次の裁判官がてん補する。
- 1 勤務時間外の令状当番として割り当てられた裁判官が判事又は特例判事補である場合 当該裁判官
 - 2 勤務時間外の令状当番として割り当てられた裁判官が未特例判事補又は簡易裁判所判事である場合 所長が指名する裁判官
- 第3 標記の分配に関し、本則「第3 裁判事務の分配、1 地方裁判所、
(1) 本庁民事部、ア 第一審事件、(ア) のaの第2文」の定めにか

かわらず、次のとおり特則を設置する。

令和7年3月1日から令和8年1月31日までの間、司法修習生の指導に従事する片山博仁裁判官の所属する民事第4部について、本則に定める通常訴訟事件の分配割合から2を減ずる。